

開 示 書

第 4 期

〔平成21年4月1日から〕
〔平成22年3月31日まで〕

平成22年7月

日本ユニコム株式会社

目 次

記載項目について	1
1 . 会社の概況	4
(1) 会社名等	4
(2) 会社の沿革	4
(3) 会社の目的	5
(4) 事業の内容	6
(5) 営業所の状況	7
(6) 財務の概要	7
(7) 発行済株式総数	8
(8) 主要株主名	8
(9) 役員の状況	8
(10) 従業員の状況	8
2 . 営業の状況	9
(1) 営業方針	9
(2) 当社及び当業界を取巻く環境	9
(3) 営業の経過及び成果	9
(4) 対処すべき課題	11
(5) 受託業務管理規則	12
(6) 外務員の登録状況	40
(7) 委託者数	40
(8) 苦情、紛争、訴訟に関する事項	40
3 . 経理の状況	42
(1) 貸借対照表	42
(2) 損益計算書	43
(3) 株主資本等変動計算書	44
(4) 個別注記表	45
(5) 監査に関する事項	51
(6) 財務比率	51

【はじめに】

本書は、平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）における会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【記載項目について】

1. 会社の概況

- | | |
|---------------|--|
| (1) 「会社名等」 | 会社名、所在地、電話番号、代表者役職・氏名を記載しています。 |
| (2) 「会社の沿革」 | 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。 |
| (3) 「会社の目的」 | 定款に記載された当社の目的を記載しています。 |
| (4) 「事業の内容」 | 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。 |
| (5) 「営業所の状況」 | 本店及び従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号を記載しています。 |
| (6) 「財務の概要」 | 平成22年3月期における資本金、純資産額、総資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。 |
| (7) 「発行済株式総数」 | 平成22年3月期における発行済株式総数を記載しています。 |
| (8) 「主要株主名」 | 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。 |
| (9) 「役員の状況」 | 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。 |
| (10) 「従業員の状況」 | 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。 |

2. 営業の状況

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 「営業方針」 | 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。 |
| (2) 「当社及び当業界を取巻く環境」 | 内外の経済の状況及び商品先物取引業界の動向について記載しています。 |
| (3) 「営業の経過及び成果」 | 当社の平成22年3月期における業績について記載しています。 |
| (4) 「対処すべき課題」 | 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。 |
| (5) 「受託業務管理規則」 | 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を載しています。 |
| (6) 「外務員の登録状況」 | 期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。 |
| (7) 「委託者数」 | 期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。 |
| (8) 「苦情、紛争、訴訟に関する事項」 | 期中における委託者からの苦情及び紛争の状況についてその件数、期中において係争中の裁判についてその件数を記載しています。 |

3. 経理の状況

- (1) 「貸借対照表」
- (2) 「損益計算書」
- (3) 「株主資本等変動計算書」
- (4) 「個別注記表」
- (5) 「監査に関する事項」
- (6) 「財務比率」 当社の主要な財務比率について記載しております。

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}（*）}{\text{リスク額}（*）} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額}（*）}{\text{資本金額}} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金額に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額 (*)}} \times 100$$

* 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負 債 合 計 額}}{\text{純 資 産 額 (*)}} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

純資産と負債合計を対比したもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流 動 資 産 額}}{\text{流 動 負 債 額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債額と短期間に現金化する可能性のある流動資産額を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

(1) 会社名等

商品取引員名 日本ユニコム株式会社
 代表者名 代表取締役社長 青山 秀世
 所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
 電話番号 03-5623-5111 (代表)

(2) 会社の沿革

当社は持株会社化に伴い、ユニコムグループホールディングス株式会社（旧日本ユニコム株式会社 設立：昭和33年9月18日）の完全子会社として設立され、平成18年10月1日に同社より営業のすべてを承継しております。

年 月	事 項
平成18年4月	「日本ユニコム分割準備株式会社」の商号で設立、設立時資本金5千万円
平成18年6月	資本金を1億円に増資
平成18年8月	資本金を1億2千万円に増資
平成18年10月	親会社日本ユニコム株式会社（現 ユニコムグループホールディングス株式会社）の持株会社移行に伴い、同社の商品先物取引業、金融先物取引業、商品投資販売業、証券仲介業及びこれらに附帯する業務を吸収分割により包括的に承継するとともに、当社商号を「日本ユニコム株式会社」に変更 吸収分割による事業承継に伴い、日本橋第一支店、日本橋第二支店、日本橋第三支店、新宿第一支店、新宿第二支店、渋谷支店、仙台支店、名古屋支店、大阪支店、福岡支店、台北支店を設置。 その他資本剰余金からの振替により資本金を31億2千万円に増額
平成18年12月	渋谷支店を渋谷第一支店に名称変更 日本橋第四支店及び渋谷第二支店を新設 新宿第一支店及び新宿第二支店を廃止
平成19年4月	渋谷第一支店、渋谷第二支店及び日本橋第四支店を廃止
平成19年12月	商品先物取引に係るオンライントレード部門及び金融商品取引（外国為替証拠金取引）部門を、吸収分割の方法によりアイディーオー証券株式会社に承継
平成21年3月	仙台支店、日本橋第一支店、日本橋第二支店、日本橋第三支店、名古屋支店 福岡支店を廃止
平成21年8月	アイディーオー証券株式会社の商品先物オンライントレード部門及びエフ・エックス・プラットホーム株式会社の商品先物取引システム部門を吸収分割の方法により承継
平成22年3月	大阪支店を廃止
平成22年6月	台北支店を廃止

(3) 会社の目的

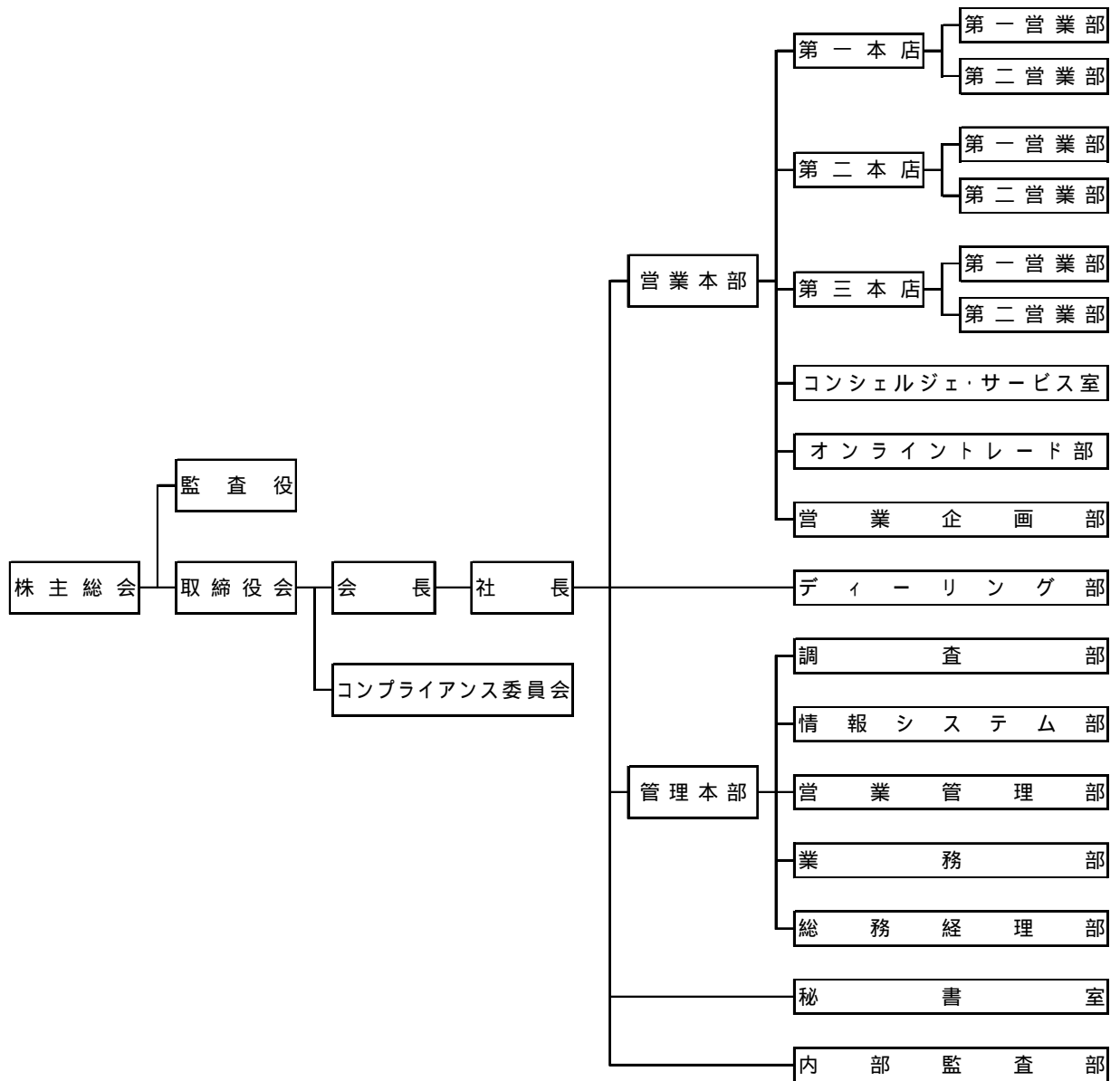
- 1．商品取引所法の適用を受ける商品の売買、受託、媒介、取次ぎ及び代理業務
- 2．商品取引所法の適用を受ける上場商品指数の取引及びオプション取引並びにこれらの取引の受託、媒介、取次ぎ及び代理に係る業務
- 3．金融商品取引法に規定する金融商品取引業
- 4．金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引並びにその受託、媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 5．通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 6．金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 7．海外の金融先物市場及び商品先物市場における上場商品の売買
- 8．商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資顧問業
- 9．金融商品仲介業
- 10．組合契約又は匿名組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 11．保険業法に規定する保険募集に関する業務
- 12．他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
- 13．他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
- 14．電気通信事業及び有線放送事業並びにその他の情報の提供、処理等情報サービス業
- 15．前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち下線部分は、平成22年6月30日時点において当社が営んでいない事業を示しております。

(4) 事業の内容

経営組織

当社の経営組織は、次のとおりであります。



(平成 22 年 6 月 30 日現在)

業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省指令 18 総合第 1024 号、平成 18・09・25 商第 4 号)

【当社の加入商品取引所及び許可市場一覧】

許可市場名 加入取引所	農産物	砂糖	貴金属	アルミニウム	石油	ゴム	畜産物	農産物飼料指数	天然ゴム指数	水産物	日経・東工取商品指数	上場品目名
	東京穀物商品取引所											
東京工業品取引所												金(標準・ミニ)、金オプション 銀、白金(標準・ミニ)、パラジウム ガソリン、灯油、原油、軽油 ゴムシート3号 日経・東工取商品指数
												アルミニウム
												ガソリン、灯油、軽油 金
												とうもろこし、米国産大豆、小豆 粗糖
関西商品取引所												コーヒー指数、コーン75指数 冷凍えび

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。
自己売買業務は、上記イ. に掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

第二種金融商品取引業（商品投資販売業）

「金融商品取引法」に基づき、商品ファンドの販売業務を行っております。

（許可番号：関東財務局長（金商）第 287 号）

(5) 営業所の状況（平成22年6月30日現在）

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号	03-5623-5111

(6) 財務の概要

平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

(a) 資本金	3,120,000 千円
(b) 純資産額（注）	3,375,043 千円
(c) 総資産額	13,218,583 千円
(d) 営業収益 （うち、受取委託手数料）	2,970,165 千円 (2,816,821 千円)
(e) 経常損失	540,872 千円
(f) 当期純損失	725,773 千円

（注） 純資産額は商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づき施行規則第38条の規定により算出しております。

(7) 発行済株式総数

発行済株式の総数 2,400株 (平成22年3月31日現在)

上場の有無 非上場

(注) 当社の完全親会社であるユニコムグループホールディングス株式会社は、株式会社大阪証券取引所のジャスダック市場に上場しております。

(8) 主要株主名

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
ユニコムグループホールディングス株式会社	2,400 株	100 %

(9) 役員の状況 (平成22年6月30日現在)

役名及び職名	氏名 生年月日	所有株式数
代表取締役 会長	二家勝明 (昭和17年1月22日生)	- 株
代表取締役 社長	青山秀世 (昭和35年11月20日生)	- 株
専務取締役 (営業本部長)	派谷直之 (昭和37年6月13日生)	- 株
常務取締役 (管理本部長)	小池 豊 (昭和33年12月11日生)	- 株
常務取締役 (営業副本部長)	石川好範 (昭和38年1月20日生)	- 株
取締役 (総務経理部長)	神谷文男 (昭和24年5月18日生)	- 株
取締役 (秘書室長)	神原克己 (昭和29年2月20日生)	- 株
監査役 (常勤)	高松 公 (昭和25年4月11日生)	- 株

(10) 従業員の状況 (平成22年3月31日現在)

	総 数	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営 業	非営業
従業員数	192 人	168 人	24 人	93 人	99 人
平均年齢	36.8 才	37.9 才	28.8 才	34.8 才	38.7 才
平均勤続年数	10.5 年	11.3 年	4.7 年	10.7 年	10.2 年
外務員数	157 人	146 人	11 人	93 人	64 人

2. 営業の状況

(1) 営業方針

当社は、お客様と共に歩み、社会に貢献する「共生の精神」を基本方針としております。

近年の商品取引所法の改正で投資家や投資財産を十分に保護すべき各種法令・ルールの整備が進められる中、企業活動に対する法令順守の徹底及び社会規範の尊重の要請は、これまで以上に大きなものとなってきております。

当社は、安心・安全なお取引環境のご提供をなし、且つそのサービス内容についてお客様皆様にご満足いただけるよう、社員一人一人がコンプライアンスの徹底を図ることはもちろん、お客様が何を求められているのかを常に模索・追及し、顧客ニーズに即した魅力ある商品やサービスの開発・提供に努めております。また、信頼いただける企業としてより一層認知いただくべく、適切な内部統制管理の構築とその確実な運用にも注力してまいります。

(2) 当社及び当業界を取巻く環境

当事業年度における国内商品先物市場は、近年の商品取引所法の改正で勧誘規制が強化され個人投資家の新規参入が減少傾向にあることが影響し、依然、市場流動性の低下に歯止めがかからない状況が続きました。また、商品取引員の廃業、業態転換が進んだこともあり、個人投資家の離脱が進み、金相場が約26年ぶりの高値をつけたものの盛り返すまでには至らず、各市場における出来高は軒並み前年度実績を下回ることとなりました。その結果、2009年度の全国商品取引所出来高は前年度比26.0%減の34,259千枚と、6期連続で前年度実績を下回る結果となっております。

(3) 営業の経過及び成果

(a) 商品先物取引受託業務部門

当社では、こうした環境の中、お客様サービスの向上を目指し、8月には商品先物オンライントレード事業を開始しました。また定期的な商品先物セミナーの開催、携帯電話による商品先物情報リアルタイム配信サービス「P-フラッシュ」に新たに発注機能を加えるなど、顧客利便性の向上を図ってまいりました。しかしながら、個人投資家の売買が手控えられたことから、委託売買高が農産物市場は前期比 37.1%減、貴金属市場は前期比 24.8%減、石油市場は前期比 49.0%減と大きく低迷し、商品全体の委託売買高は 2,445千枚（前期比 33.2%減）となりました。この結果、当事業年度における受取手数料は 2,816 百万円にとどまることとなりました。

(b) 自己売買部門

当事業年度の自己売買収益が 147 百万円、商品売買益が 1 百万円となりました。

以上の結果、その他営業収益を加えた当事業年度の経営成績は、営業収益が2,970百万円、経常損失が540百万円となりました。

また、当期において固定資産の除却損、減損等の特別損失を計上したことにより、税引前当期純損失が719百万円、当期純損失は725百万円となっております。

なお、当事業年度における受取手数料及び売買損益並びに商品先物取引の売買高は次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第4期 (平成21年4月1日から) (平成22年3月31日まで)
商品先物取引		
農産物市場		145,282
砂糖市場		55,521
貴金属市場		2,399,887
アルミニウム市場		20
石油市場		118,977
ゴム市場		90,939
日経・東工取商品指数市場		6,190
畜産物市場		
農産物・飼料指数市場		
天然ゴム指数市場		2
水産物市場		
合 計		2,816,821

注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第4期 (平成21年4月1日から) (平成22年3月31日まで)
商品先物取引		
農産物市場		24,704
砂糖市場		1,479
貴金属市場		57,621
アルミニウム市場		
石油市場		68,864
ゴム市場		13,776
日経・東工取商品指数市場		
畜産物市場		
農産物・飼料指数市場		
天然ゴム指数市場		
水産物市場		
小 計		166,445
海外先物取引等		19,376
合 計		147,069

(注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 商品先物取引売買高

(単位：枚)

商品市場名	期別 内訳	第4期 (平成21年4月1日から) (平成22年3月31日まで)		
		委託	自己	合計
商品先物取引				
農産物市場		347,963	14,468	362,431
砂糖市場		52,032	616	52,648
貴金属市場		1,389,935	753,861	2,143,796
アルミニウム市場		7		7
石油市場		328,692	357,951	686,643
ゴム市場		324,395	91,699	416,094
日経・東工取商品指数市場		1,971	2	1,973
畜産物市場				
農産物・資料指数市場				
天然ゴム指数市場		24		24
水産物市場				
合計		2,445,019	1,218,597	3,663,616

(4) 対処すべき課題

当業界を取巻く環境を鑑み、当社は、平成21年8月より商品オンライン取引を開始、平成22年3月に大阪支店を廃止、また商品先物取引の啓蒙を目的としたBSテレビ番組放映、定期的な商品セミナーの開催など業務の集約・効率化を進めてまいりました。今後も継続して当社の企業価値を向上させていくためには、効率性を一層高めた経営を可能とするビジネスモデルの整備・再構築が必要であると考えております。

以上を踏まえ、次に掲げる点を当社の課題として捉え対処してまいります。

収益基盤の強化

本年秋より東京工業品取引所の取引時間の延長が予定されておりますが、当社は対面営業取引においては19時までの注文受付とし、それ以降はコールセンター又は携帯電話による商品先物情報リアルタイム配信サービス「P-フラッシュ」に搭載の発注機能を利用し、ごいただくことで夜間取引の注文受付も可能な体制とし、お客様にとって一層使い勝手の良い取引環境のご提供を通じて、口座数及び預り資産といった営業資産の拡大を目指す考えであります。

ディーリング事業の強化

ディーリング部門につきましては、ディーラーの育成及び増員に一層注力し、またシステムを利用した取引手法の開発等を行うことで商品自己売買取引による収益の強化を図ります。

(5) 受託業務管理規則

受 託 業 務 管 理 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、委託者の自己責任の徹底と保護育成を図るため、商品先物取引の受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(本規則の適用除外)

第2条 本規則は、当社の受託業務における取引のうち、次に掲げる取引を原則的に適用対象外とする。なお、第1号及び第2号に掲げる取引については、別に管理規則を定めるものとする。

- (1) 日本商品先物取引協会自主規制規則「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」に規定する電子取引（オンライントレード）
- (2) コールセンター取引のうち、口座開設手続き及び口座開設後の取引において、顧客又は委託者の対応を電話による通話のみとして面談及び訪問を行わず、情報の提供を客観的な事実の確認のみとして、勧誘を行わない取引（セルフコース）
- (3) 専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者の取引

(受託業務管理体制)

第3条 当社は、受託業務の適正な管理を行うため、営業部門から完全に独立した組織として、本店に管理本部及び営業管理部、並びに本店及び支店に管理担当班を設置する。また、受託業務管理体制における運営上の責任を明確にするため、次の責任者を設ける。

- (1) 総括管理責任者
- (2) 副総括管理責任者
- (3) 統括管理責任者

2 総括管理責任者は、取締役管理本部長とし、次に掲げる職務を担うものとする。

- (1) 受託業務全般にわたる管理及び調整に関する業務の総括、並びに取締役会及びコンプライアンス委員会への報告
- (2) 営業部門以外の部長職級若しくはそれに準ずる役職者の中から、前項第2号及び第3号に規定する者の任命
- (3) 受託業務に係る次の審査
 - イ 例外として商品先物取引不適格者に対する勧誘及び受託を承認することの審査（第6条第3項及び同条第4項第2号及び第3号）
 - ロ 商品先物取引未経験者に対する保護期間中の取引制限の解除に係る審査における最終審査
 - ハ その他、受託業務において総括管理責任者の審査が必要と認められる審査
- (4) 取引本証拠金の額等に係る社内責任者（第18条）

3 副総括管理責任者は、総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者の不在時には、その職務を代行する。

4 統括管理責任者は、次に掲げる職務を担うものとする。

- (1) 管理担当班の責任者として、その職務全般の統括

(2) 受託業務に係る次の審査

- イ 顧客に対する適合性等審査(第9条)
- ロ 委託者の商品先物取引の経験の有無の審査(第17条)
- ハ 委託者から取引本証拠金の預託特例の申出に対する審査(第19条)
- ニ 委託者と現金による受渡しを行うことの審査(第21条第1項)

(管理担当班の職務)

第4条 管理担当班の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 顧客カードの精査による顧客の選別並びに勧誘及び受託の適否の管理
 - (2) 顧客管理のための顧客カードの整備
 - (3) 委託者の資金力、取引経験等からみて、不相応と判断される取引の停止又は抑制指導
 - (4) 商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱要領に基づく委託者の審査及び受託管理
 - (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡・サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
 - (6) 委託者の取引状況に問題点が認められた場合の迅速・適切な措置
 - (7) 登録外務員に対する関係法令・諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適切な事実を発見した場合の迅速・適切な措置
 - (8) 苦情・紛争に対する適切な対応及び不当勧誘の防止・管理
 - (9) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
 - (10) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
 - (11) その他、委託者の保護育成に必要と認められる措置
- 2 管理担当班は、苦情・紛争が発生したときは、適切な解決を図るために営業部門に対して調査権限を有するものとする。

(適合性の原則)

第5条 当社は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的(以下「適合性」という。)等に照らして不相当と認められる者(以下「商品先物取引不適格者」という。)に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託は行わないものとする。

- 2 当社は、商品先物取引不適格者に該当するか否かの判断を行うために、適合性に関する顧客の属性を調査し、これを厳正に審査する。
- 3 当社は、取引開始後において、適合性に照らして不相応と認められる過度な取引が行われることのないよう、適切な委託者管理を行うものとする。

(商品先物取引不適格者の基準)

第6条 当社は、次の各号のいずれかに該当する者については、例外なく商品先物取引不適格者とする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者

- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引をするための借入れを行う者
- (5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する者については、原則として商品先物取引不適格者とする。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）の収入が全収入の過半を占め、これにより生計を維持している者
- (2) 一定以上の収入（年間500万円以上）を有しない者
- (3) 公職にあって、日常の随時の連絡等が困難と判断される教職員（主として小、中、高等学校）及び議員等
- (4) 年齢29歳以下の者
- (5) 年齢70歳以上の者（ただし、当社と取引中の者を除く。）
- (6) 当社が「不正資金の流入防止に関する規程」で定める不正資金の流入防止のための措置を講じる対象者
- (7) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者
- (8) 長期入院患者
- (9) 過去に恣意的にトラブルを惹起した者
- (10) その他、商品先物取引を行う適合性に欠けると当社が判断した者

3 当社は、次の各号のいずれかに該当する者について、総括管理責任者が審査の上、承認した場合には、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、商品先物取引の委託の勧誘又は受託を行うことができるものとする。

なお、当該審査結果については審査日、審査者及び適否の根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

- (1) 前項第1号又は第2号に該当する者のうち、例外要件として「投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること」を満たしており、当該本人の自書による申出書（「当該本人は当社が原則として勧誘及び受託を行わない対象者に該当することを理解している旨」及び「当該例外要件を自ら満たすことについて確認している旨」の申出書。本項に限り以下同じ。）の提出がある者
- (2) 前項第3号に該当する者のうち、例外要件として「日常の随時の連絡に差し支えないことが審査の上でも妥当性があり確認がとれること」を満たしており、申出書の提出がある者
- (3) 前項第4号に該当する者のうち、例外要件として「年齢が26歳以上であり、商品先物取引についてのしくみ・リスク等を十分に理解していること及び資産の状況に対し投資可能資金額の設定が十分余裕のあること」を満たしており、申出書の提出がある者
- (4) 前項第5号に該当する者のうち、例外要件として「年齢が75歳未満の有職者であり、商品先物取引についてのしくみ・リスク等を十分に理解していること及び投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されていること」を満たしており、申出書の提出がある者
- (5) 前項第6号に該当する者のうち、例外要件として不正資金の流入防止に関する規程

第2条第3項を満たしている者

- (6) 前項第7号に該当する者のうち、例外要件として「新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及びその金額の裏付けとなる資産を有していること」を満たしており、申出書の提出がある者

4 当社は、委託者として取引している者が、次の各号のいずれかに該当することを確認したときは、委託者本人又は法定代理人若しくは法定相続人に対して取引の停止又は縮小を求め、新たな取引の委託の勧誘及び受託は行わないものとする。

ただし、第2号又は第3号に該当する者については、委託者本人から取引の継続又は新たな取引を行う旨の申出書の提出があり、総括管理責任者が審査の上、承認した場合はこの限りではない。

- (1) 委託者が死亡したとき
- (2) 委託者が長期に入院することとなったとき
- (3) 委託者が高齢(75歳)となったとき
- (4) 委託者が退職等により無職になり余裕資金を持たないと確認できたとき
- (5) その他、商品先物取引を行う適格性に欠けることが確認できたとき

(顧客カードの整備)

第7条 当社は、商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項に関する情報の提供を求め、「商品先物取引口座設定申込書」(以下「口座設定申込書」という。)の記載内容も踏まえて顧客カードを作成するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先(法人は商号、代表者氏名、所在地及び連絡先)
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 年収及び資産の状況
- (4) 商品先物取引及び株式取引の経験の有無及びその程度
- (5) 投資可能資金額
- (6) 受託契約を締結する目的(取引目的)
- (7) 適合性の審査内容
- (8) 勧誘の告知の記録
- (9) その他必要と認める事項

2 顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を記載するとともに、その記載内容に変更があった場合にはその都度更新し、常に最新の情報による委託者管理に努めるものとする。

3 当社は、委託者に対し、属性情報に変更が生じた際に担当外務員又は営業管理部に申告するよう注意喚起を行うものとする。

4 顧客カードは、本店営業管理部に備え付けるものとする。

(商品先物取引口座設定申込書の徴収)

第8条 当社は、顧客の取引に対する適合性等を確認するため、次に掲げる事項を顧客自身が記載した口座設定申込書を顧客より徴収するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、届印、住所及び連絡先(法人は商号、代表者氏名、所在地及び連絡先)

- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 年収及び資産の状況
- (4) 商品先物取引及び株式取引等の経験の有無及びその程度
- (5) 投資可能資金額
- (6) 受託契約を締結する目的(取引目的)
- (7) 適合性確認(成年被後見人、認知障害、破産者等の確認)
- (8) その他必要と認める事項

2 投資可能資金額については、年収、資産、年齢等を考慮し、その資金が損失を被っても生活に支障がない範囲で設定すること及び売買において損失が発生した場合はその損失額を投資可能資金額から減額すること等を顧客に説明した上で申告を受けるものとする。

(適合性等の審査)

第9条 当社は、商品先物取引不適格者等の参入を防止するため、第7条により作成する顧客カード及び前条により徴収する口座設定申込書等に基づき適合性の審査を行うものとする。なお、当該審査を終えるまでは約諾書の差入、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しないと認められた時は速やかにその勧誘を中止するものとする。

2 審査結果については、審査日、審査者及び適否の根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘の際の告知・確認)

第10条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、それに先立ち、顧客に次に掲げる事項を告知するものとする。

- (1) 会社の商号、所属部署及び登録外務員の氏名
- (2) 商品先物取引の勧誘であること

2 勧誘にあたっては、商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認し、顧客からの承諾の意思表示を受けてから勧誘するものとする。

3 第1項の告知及び前項の意思の確認について、顧客の氏名、日時、場所、告知の方法等を記録するとともに、勧誘について顧客の意思確認を行ったことを記録し、受託に至った顧客のこれらの記録は取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘の際の禁止事項及び対応措置)

第11条 当社は、委託の勧誘において次に掲げる事項に該当する勧誘を行わないものとする。

ただし、第2号については顧客による事前の指示又は承諾に基づく場合はこの限りではない。

- (1) 委託の勧誘を受けることを希望しない旨を意思表示した顧客への勧誘
- (2) 次の事項に該当する、社会通念上迷惑であると考えられる時間、場所、方法により顧客に迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘
 - イ 夜間、早朝、勤務時間中、迷惑な時間帯における電話又は訪問による勧誘
 - ロ 顧客の意思に反した長時間にわたる勧誘
 - ハ 顧客に対し威迫し困惑させ又は不安の念を生じさせるような勧誘

二 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

- 2 当社は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして商品市場における取引の参加に適さないと判断される者に対して勧誘を行わないものとする。
- 3 当社は、再勧誘防止のため委託の勧誘を受けることを希望しない顧客については、本店に設置した「電話発信規制システム」に登録し通話を停止する措置を講じ、当該顧客について再勧誘が行われることのないようにするものとする。

(勧誘の際の説明及び理解・属性の確認)

第12条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド」等の関係書面を交付の上、それらを用いて次に掲げる事項について説明し、理解の確認を行うものとする。

- (1) 商品先物取引のしくみ
- (2) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比し10～30倍程度の額の取引を行うものであり、ハイリスク・ハイリターン取引であること
- (3) 預託した取引証拠金等の額、又は預託した取引証拠金等の額以上の損失が相場の変動により発生するおそれがあること
- (4) 取引追証拠金制度に関する事項
- (5) 取引証拠金制度及びその証拠金の種類並びにそのしくみ
- (6) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期
- (7) 商品取引員の禁止行為
- (8) その他、「商品先物取引 - 委託のガイド」に記載する主務省令で定められた事項

2 前項の説明及び理解の確認については、まず、前項第2号及び第3号に係る説明とその理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明しその理解の確認を書面により行うものとする。

3 第17条に規定する商品先物取引の経験のない委託者にあつては、第1項第2号から第4号に掲げる事項を説明するに際し、図画又は、表などを活用して平易な説明を行うとともに、その理解の確認を書面により行うものとする。また、取引経験者であっても、顧客の習熟度に照らし第1項第2号から第4号に掲げる事項についても同様の措置を講じるものとする。

4 当社は、顧客に対し「取引のリスク・売買手法のご説明」と題する書面の記載内容を説明し、「商品先物取引 - 委託のガイド」等と併せて交付する。また、顧客より、前記書面の内容について説明を受け理解出来たこと及び同書面等の交付を受けた旨を記載した「説明確認書」を徴収するものとする。

また、「商品先物取引・実践ガイド」のビデオ・DVD解説書又はビデオテープ(DVD)を交付すると共に、顧客より危険性等の説明を受けた旨と同資料を受領したことを確認する受領証を徴収するものとする。

5 当社は、当該担当外務員が顧客(第17条に規定する商品先物取引の経験のない委託者に該当しない者で、かつ当該受託契約以前に当社で商品先物取引を行った経験者は除く。)に対し、前項までの説明等を行った後、「はじめてのお客様へのご確認事項」と題する書面を徴収するものとする。

6 当社は、前項の顧客に対し、本店営業管理部審査担当者が直接、当該顧客に対し商品先

物取引についての取引意思、しくみや危険性についての理解度、取引に関する知識、自己資金であること、口座設定申込書の記載内容等を電話で確認と追加説明等をした上で統括管理責任者に報告するものとする。

- 7 当社は、勧誘に係る説明及び理解の確認について、氏名、日時、説明内容等の記録を作成し、3年間保存するものとする。

(勧誘方針の設定と公表)

第13条 当社は、商品市場における取引の委託の勧誘を行うに当たり、あらかじめ当該勧誘に関する方針を定め、これを公表するものとする。

- 2 前項の公表は、本店、支店及び当社ホームページ上にて顧客が見やすいように掲示・掲出する方法で行うものとする。
- 3 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約の締結の目的に照らし配慮すべき事項
 - (2) 勧誘の方法及び時間帯等に関し、顧客に対し配慮すべき事項
 - (3) 商品先物取引の理解を得るための説明において配慮すべき事項
 - (4) その他、勧誘の適正の確保に関し必要な事項

(顧客の本人確認方法等)

第14条 当社は、健全な委託者の参入及び不正資金の流入の防止を図るため、顧客に住所、氏名、年齢等の申告を求めるとともに、本人確認書(運転免許証等の公的書類)の写しを徴収し、顧客が法人の場合は、登記事項証明書の提出を求め、その原本又は写しを徴収するものとする。

- 2 当社は、顧客から前項に掲げる本人確認書を徴収し、犯罪による収益の移転防止に関する法律及びその他、法令・諸規則に定める方法により、本人確認を行うものとする。
- 3 当社は、前2項に基づいて、本人確認を行った場合には、本人確認記録を顧客カードに記録するものとする。

(受託業務における法令の遵守)

第15条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法及びその他、法令・諸規則等を遵守するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第16条 当社は、受託業務における禁止行為を行った者に対しては、これを内規に基づき懲戒するものとする。

(商品先物取引未経験者の保護措置)

第17条 当社は、直近の3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引の経験を有しない委託者(以下「未経験者」という。)に対しては、最初の取引を行った日から起算して3カ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

また、経験の有無の審査については統括管理責任者が顧客カード等により行い、その審査記録は3年間保存するものとする。

- (1) 未経験者に対しては、第12条に定める説明を十分行うことにより、商品先物取引についての理解と認識を求めること
- (2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失が発生した場合についての対処等の説明と、余裕資金での取引を求め、委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること
- (3) 未経験者の保護・育成を図るため、申告された投資可能資金額について十分な管理の下に取引の受託を行うものとする
- (4) 未経験者の習熟期間中の取引量については、当該委託者が申告した投資可能資金額の一定の取引量に制限するものとし、その取扱いについては「商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱細則」によるものとする
- (5) 習熟期間中の未経験者に商品先物取引について十分な理解と認識を深めてもらうため、統括管理責任者が必要と認めた場合は、管理担当班の職員を訪問させ、取引の習熟度、取引内容の確認等を行い、更に取引に対する理解度向上に努めるものとする

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第18条 取引本証拠金の額等は別に定めるものとし、社内責任者を定め、その内容について社内に徹底するとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(取引本証拠金の預託特例の承認)

第19条 取引本証拠金の徴収時期の預託特例について、委託者から申出書の提出があったときは、統括管理責任者が顧客カード、お客様アンケート等により、資金力及び取引経験等を審査の上、これを承認することができる。

(不正資金の流入防止)

第20条 当社は、顧客からの不正資金の流入を防止するため、別途、「不正資金の流入防止に関する規程」を定めるものとする。

(委託者との入出金に係る管理)

第21条 当社は、委託者との間の入出金は原則として振込みにより行うものとする。ただし、やむを得ず現金による受渡しを行う必要がある場合については委託者からの申出により、統括管理責任者の審査により承認を得るものとする。また、承認された場合には次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時にを行うものとする。
- (2) 現金の受渡しにあたっては、原則として複数の役職員で対応するものとし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得るものとする。
- (3) 現金の受渡しが行われた場合は、当該外務員以外の役職員が、委託者に対し、入出金の額、日時、当該外務員の氏名等について確認するものとする。

2 前項の審査による承認を得ていない委託者が来店の上で現金による受渡しを行うことを求めた場合には、原則としてその要求に応じるものとする。ただし、その場合、前項各号

を遵守するものとする。

(電磁的方法による関係書面の交付及び通知)

第22条 当社は、委託者への関係書面の交付及び通知等は、受託契約準則の規定による電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を使用する方法であって省令に規定する方法をいう。)の種類及び内容を委託者へ提示し、当該委託者から書面又は電磁的方法により承諾を得た上で行うことができるものとする。

(建玉の制限)

第23条 当社は、習熟期間中の委託者に、第17条第1項第4号に定める相応の資金量の範囲内での建玉及び各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限の遵守について未経験者への説明を行うとともに、その理解と遵守を求めることとする。

また、経験のある委託者や商品取引員(取次ぎ商品取引員)にも、各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限があることを認識させることとする。

(広告等に係る社内管理)

第24条 当社は、広告等に係る社内管理について、その責任を明確にするため、営業管理部を担当する取締役又はそれに相当する役職の者から広告管理責任者を社長が任命する。他に、副広告管理責任者として当該責任者が任命した者を若干名置くことができるものとする。

2 当社は広告等に関する社内審査基準、審査手続き等に関する規程を別途定めるものとする。

3 その他広告等に係る事項について別に定める規程に基づいて行うこととする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第25条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更した時も同様とする。

(規則の制定及び改正)

第26条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

付 則

- 1 本規則は、平成18年10月1日より施行する。
- 2 本規則は、平成19年1月15日より一部改正施行する。
- 3 本規則は、平成19年9月30日より一部改正施行する。
- 4 本規則は、平成20年1月4日より一部改正施行する。
- 5 本規則は、平成20年11月1日より一部改正施行する。
- 6 本規則は、平成20年12月24日より一部改正施行する。
- 7 本規則は、平成21年5月25日より一部改正施行する。
- 8 本規則は、平成21年8月3日より一部改正施行する。
- 9 本規則は、平成21年11月1日より一部改正施行する。
- 10 本規則は、平成22年4月22日より一部改正施行する。

商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱細則

当社は、受託業務管理規則第17条第1項第3号及び第4号に基づき、商品先物取引の未経験者と判断される委託者の取引を受託するに当たり、下記の通り取扱要領を定める。

記

未経験者の保護期間内の一定の取引量

1 習熟期間中における受託

- (1) 委託者より申告された投資可能資金額の3分の1額に相当する取引量若しくは受託業務管理規則第17条第1項に該当しない委託者に対する取引量のうち額の少ない取引量の範囲内において受託するものとする。
- (2) 前号の投資可能資金額の3分の1は、建玉時に預託する取引証拠金等の額とし、建玉時以外に預託する取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金は含まないものとする。

2 委託者が上記の3分の1を超える取引を希望した場合の措置

- (1) 委託者から上記の3分の1を超える取引を求められた場合には、当該委託者が商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、その制限の例外要件を理解していること及び当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を受けるとともに、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認した上で、総括管理責任者（不在等の場合は副総括管理責任者）の審査により承認された場合には、上記の3分の1を超える取引量を受託することができる。
- (2) 前号の審査結果については、最終審査者、審査日、適否の判断根拠等の記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
- (3) 第1号の審査の結果、不適合と判断された委託者にあつては、前項の取扱いとする。

付 則

- 1 本規則は、平成18年10月1日より施行する。
- 2 本規則は、平成19年9月30日より一部改正施行する。
- 3 本規則は、平成20年12月24日より一部改正施行する。
- 4 本規則は、平成21年8月3日より一部改正施行する。
- 5 本規則は、平成22年4月22日より一部改正施行する。

電子取引受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、電子取引による商品先物取引の受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(電子取引の定義)

第2条 この規則に定める電子取引とは、日本商品先物取引協会の「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」において定める取引をいう。

(受託業務管理体制)

第3条 当社は、受託業務の適正な管理を行うため、営業部門から完全に独立した組織として、本店に管理本部、営業管理部及び管理担当班を設置する。また、受託業務管理体制における運営上の責任を明確にするため、次の責任者を設ける。

- (1) 総括管理責任者
- (2) 副総括管理責任者
- (3) 統括管理責任者

2 総括管理責任者は、取締役管理本部長とし、次に掲げる職務を担うものとする。

- (1) 受託業務全般にわたる管理及び調整に関する業務の総括、並びに取締役会及びコンプライアンス委員会への報告
- (2) 営業部門以外の部長職級若しくはそれに準ずる役職者の中から、前項第2号及び第3号に規定する者の任命
- (3) 受託業務に係る次の審査
 - イ 例外として商品先物取引不適格者に対する受託を承認することの審査(第6条第3項)
 - ロ その他、受託業務において総括管理責任者の審査が必要と認められる審査
- (4) 取引本証拠金の額等に係る社内責任者(第14条)

3 副総括管理責任者は、総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者の不在時には、その職務を代行する。

4 統括管理責任者は、次に掲げる職務を担うものとする。

- (1) 管理担当班の責任者として、その職務全般の統括
- (2) 受託業務に係る次の審査
 - イ 顧客に対する適合性等審査(第9条)
 - ロ 委託者と現金による受渡しを行うことの審査(第16条第1項)

(管理担当班の職務)

第4条 管理担当班の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 顧客カードの精査による顧客の選別並びに受託の適否の管理
- (2) 顧客管理のための顧客カードの整備
- (3) 委託者の資金力、取引経験等からみて、不相応と判断される取引の停止又は抑制指導
- (4) 委託者の取引状況に問題点が認められた場合の迅速・適切な措置
- (5) 外務員に対する関係法令・諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適切

な事実を発見した場合の迅速・適切な措置

- (6) 苦情・紛争に対する適切な対応
- (7) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
- (8) その他、委託者の保護育成に必要と認められる措置

2 管理担当班は、苦情・紛争が発生したときは、適切な解決を図るために営業部門に対して調査権限を有するものとする。

(適合性の原則)

第5条 当社は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的(以下「適合性」という。)等に照らして不相当と認められる者(以下「商品先物取引不適格者」という。)に対しては、商品先物取引の受託は行わないものとする。

- 2 当社は、商品先物取引不適格者に該当するか否かの判断を行うために、適合性に関する顧客の属性を調査し、これを厳正に審査する。
- 3 当社は、取引開始後において、適合性に照らして不相応と認められる過度な取引が行われることのないよう、適切な委託者管理を行うものとする。

(商品先物取引不適格者の基準)

第6条 当社は、次の各号のいずれかに該当する者については、例外なく商品先物取引不適格者とする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引をするための借入れを行う者
- (5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する者については、原則として商品先物取引不適格者とする。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等(以下「年金等」という。)の収入が全収入の過半を占め、これにより生計を維持している者
- (2) 年齢75才以上の者(ただし、当社と取引中の者を除く。)
- (3) 当社が「不正資金の流入防止に関する規程」で定める不正資金の流入防止のための措置を講じる対象者
- (4) 過去に恣意的にトラブルを惹起した者
- (5) その他、商品先物取引を行う適合性に欠けると当社が判断した者

3 当社は、次の各号のいずれかに該当する者について、総括管理責任者が審査の上、承認した場合には、第5条第1項及び前項の規定にかかわらず、商品先物取引の受託を行うことができるものとする。

なお、当該審査結果については審査日、審査者及び適否の根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

- (1) 前項第1号に該当する者のうち、例外要件として「運用予定額の裏付けとなる資産を有していること」を満たしており、当該本人の自書による申出書(「当該本人は当社が原則

として受託を行わない対象者に該当することを理解している旨」及び「当該例外要件を自ら満たすことについて確認している旨」の申出書。本項に限り以下同じ。)の提出がある者

- (2) 前項第2号に該当する者のうち、例外要件として「商品先物取引についてのしくみ・リスク等を十分に理解していること及び運用予定額が老後の生活も考慮した額に設定されていること」を満たしており、申出書の提出がある者
- (3) 前項第3号に該当する者のうち、例外要件として不正資金の流入防止に関する規程第2条第3項を満たしている者

(顧客カードの整備)

第7条 当社は、商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項に関する情報の提供を求め、「商品先物取引口座設定申込書」(以下「口座設定申込書」という。)の記載内容も踏まえて顧客カードを作成(電磁的方法による入力又は記載による)するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先(法人は商号、代表者氏名、所在地及び連絡先)
- (2) 職業、勤務先名、役職名及び勤務先住所
- (3) 年収及び資産の状況
- (4) 商品先物取引及び株式取引の経験の有無及びその程度
- (5) 運用予定額
- (6) 受託契約を締結する目的(取引目的)
- (7) 適合性の審査内容
- (8) その他必要と認める事項

2 顧客カードは、営業部門担当者が所要の事項を電磁的方法による入力又は記載するとともに、その記載内容に変更があった場合にはその都度更新し、常に最新の情報による委託者管理に努めるものとする。

3 当社は、委託者に対し、属性情報に変更が生じた際に営業部門担当者又は営業管理部に申告するよう注意喚起を行うものとする。

4 顧客カードは、本店営業管理部に備え付けるものとする。

(商品先物取引口座設定申込書の徴収)

第8条 当社は、顧客の取引に対する適合性等を確認するため、次に掲げる事項を顧客自身が入力又は記載した口座設定申込書を顧客より徴収するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、届印、住所及び連絡先(法人は商号、代表者氏名、所在地及び連絡先)
- (2) 職業、勤務先名、役職名及び勤務先住所
- (3) 年収及び資産の状況
- (4) 商品先物取引及び株式取引の経験の有無及びその程度
- (5) 運用予定額
- (6) 受託契約を締結する目的(取引目的)
- (7) 適合性の確認(成年被後見人、認知障害、破産者等の確認)
- (8) その他必要と認める事項

(適合性等の審査)

第9条 当社は、商品先物取引不適格者等の参入を防止するため、第7条により作成する顧客カード及び第8条により徴収する口座設定申込書等に基づき適合性の審査を行うものとする。なお、当該審査を終えるまでは取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。

2 審査結果については、審査日、審査者及び適否の根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(商品先物取引の電子取引に関する利用規則の制定及び交付)

第10条 当社は、「商品先物取引の電子取引に関する利用規則」(以下「利用規則」という。)を制定し、事前に委託者に交付するものとする。

(受託契約締結前の書面等交付及び理解・属性の確認)

第11条 商品先物取引の受託にあたっては、「受託契約準則」、「商品先物取引 - 委託のガイド」、「利用規則」等の関係書類を書面又は電磁的方法により交付し、その記載内容、商品先物取引のしくみ、取引証拠金及び委託手数料等の額及び徴収の時期等の基本的知識について理解を求め、取引の投機的本質について危険開示を行い委託者の判断と責任において取引を行うことについて、委託者に十分な自覚を促したうえで参加を求めるものとする。

2 当社は、委託者より前項書面の内容について理解出来たこと及び利用規則等に同意する旨を書面又は電磁的方法により確認するものとする。

3 当社は、営業部門担当者が委託者から契約関係書類等を書面又は電磁的方法により徴収し、管理担当班が契約関係書類等の書類を審査し、統括管理責任者が受託の適否を判断するものとする。

(顧客の本人確認方法等)

第12条 当社は、健全な委託者の参入及び不正資金の流入の防止を図るため、顧客に住所、氏名、年齢等の申告を求めるとともに、本人確認書(運転免許証等の公的書類)の写しを徴収し、顧客が法人の場合は、登記事項証明書の提出を徴収するものとする。

2 当社は顧客から前項に掲げる本人確認書を徴収し、犯罪による収益の移転防止に関する法律及びその他法令・諸規則に定める方法により、本人確認を行うものとする。

3 当社は前2項に基づいて、本人確認を行った場合には、本人確認記録を顧客カードに記録するものとする。

(受託業務における法令等の遵守)

第13条 当社は、商品先物取引の委託の受託にあたっては、商品取引所法及びその他、法令・諸規則等を遵守するものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第14条 取引本証拠金の額等は別に定めるものとし、社内責任者を定め、その内容について社内に徹底するとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(不正資金の流入防止)

第 15 条 当社は、顧客からの不正資金の流入を防止するため、別途、「不正資金の流入防止に関する規程」を定めるものとする。

(委託者との入出金に係る管理)

第 16 条 当社は、委託者との間の入出金は原則として振込みにより行うものとする。ただし、やむを得ず現金による受渡しを行う必要がある場合については委託者からの申出により、統括管理責任者の審査により承認を得るものとする。また、承認された場合には次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 第 12 条第 1 項に定める方法により委託者の本人確認を行うものとする。

(2) 現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時にを行うものとする。

(3) 現金の受渡しにあたっては、本店にて原則として複数の役職員で対応するものとし、やむを得ず一人の役職員で対応する場合には、営業部門の責任者の承認を得るものとする。

(4) 現金の受渡しが行われた場合は、当該役職員以外の役職員が、委託者に対し、入出金の日時、入出金の額及び当該役職員の氏名等について確認するものとする。

2 前項の審査による承認を得ていない委託者が来店の上で現金による受渡しを行うことを求めた場合には、原則としてその要求に応じるものとする。ただし、その場合、前項各号を遵守するものとする。

(電子取引申込基準)

第 17 条 当社は、電子取引申込に際し次に掲げる基準を設け、顧客が同基準を満たさないときは受託しないものとする。

(1) 当社のウェブページに掲載している推奨する電子取引の利用環境を、顧客が適正に整備できていること

(2) パソコン又は携帯電話等の端末操作を適切に行えること

(3) 個人情報等、必要事項の通知が正確になされていること

(4) 第 10 条に定める利用規則について十分理解し遵守すること

(5) その他、当社が電子取引を行うに必要と判断した事項

(電磁的方法による関係書面の交付及び通知)

第 18 条 当社は、委託者への関係書面の交付及び通知等については、受託契約準則の規定による電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を使用する方法であって省令に規定する方法をいう。)の種類及び内容を委託者へ提示し、当該委託者から書面又は電磁的方法により承諾を得た上で行うことができるものとする。

(建玉の制限)

第 19 条 当社は、委託者や商品取引員(取次ぎ商品取引員)に、各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限があることを認識させることとする。

(広告等に係る社内管理)

第 20 条 当社は、広告等に係る社内管理について、その責任を明確にするため、営業管理部を担当する取締役又はそれに相当する役職の者から広告管理責任者を社長が任命する。他に、副広告管理責任者として当該責任者が任命した者を若干名置くことができるものとする。

2 当社は、広告等に関する社内審査基準、審査手続き等に関する規程を別途定めるものとする。

3 その他広告等に係る事項について別に定める規程に基づいて行うこととする。

(システム障害)

第 21 条 当社は、当社のコンピューター障害に起因し、委託者が通常取引が出来なくなったときに適正にシステム障害に対処するために、別途、「コンティンジェンシープラン」を定めるものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 22 条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更した時も同様とする。

(規則の制定及び改正)

第 23 条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

付 則

1 本規則は、平成 21 年 8 月 3 日より施行する。

2 本規則は、平成 21 年 11 月 1 日より一部改正施行する。

コールセンター取引（セルフコース） 受託業務管理規則

（目的）

第1条 この規則は、委託者の自己責任の徹底と保護育成を図るため、商品先物取引の受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 本規則は、当社の受託業務におけるコールセンター取引のうち、口座開設手続き及び口座開設後の取引において、顧客又は委託者の対応を電話による通話のみとして面談及び訪問を行わず、情報の提供を客観的な事実の確認のみとして、勧誘を行わない取引（セルフコース）に適用するものとする。

2 本規則は、当社の受託業務におけるコールセンター取引のうち、口座開設手続き及び口座開設後の取引において、顧客又は委託者の対応を電話による通話のみとして面談及び訪問を行わず、情報の提供を客観的な事実の確認に限らない取引（サポートコース）については適用対象外とする。

（受託業務管理体制）

第3条 当社は、受託業務の適正な管理を行うため、営業部門から完全に独立した組織として、本店に管理本部及び営業管理部、並びに本店及び支店に管理担当班を設置する。また、受託業務管理体制における運営上の責任を明確にするため、次の責任者を設ける。

（1）総括管理責任者

（2）副総括管理責任者

（3）統括管理責任者

2 総括管理責任者は、取締役管理本部長とし、次に掲げる職務を担うものとする。

（1）受託業務全般にわたる管理及び調整に関する業務の総括、並びに取締役会及びコンプライアンス委員会への報告

（2）営業部門以外の部長職級若しくはそれに準ずる役職者の中から、前項第2号及び第3号に規定する者の任命

（3）受託業務に係る次の審査

イ 例外として商品先物取引不適格者に対する受託を承認することの審査（第6条第3項及び同条第4項）

ロ 商品先物取引未経験者に対する保護期間中の取引制限の解除に係る審査における最終審査

ハ その他、受託業務において総括管理責任者の審査が必要と認められる審査

（4）取引本証拠金の額等に係る社内責任者（第16条）

3 副総括管理責任者は、総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者の不在時には、その職務を代行する。

4 統括管理責任者は、次に掲げる職務を担うものとする。

（1）管理担当班の責任者として、その職務全般の統括

（2）受託業務に係る次の審査

- イ 顧客に対する適合性等審査（第9条）
- ロ 委託者の商品先物取引の経験の有無の審査（第15条）
- 二 委託者と現金による受渡しを行うことの審査（第18条第1項）

（管理担当班の職務）

第4条 管理担当班の職務は次に掲げるとおりとする。

- （1）顧客カードの精査による顧客の選別並びに受託の適否の管理
 - （2）顧客管理のための顧客カードの整備
 - （3）委託者の資金力、取引経験等からみて、不相応と判断される取引の停止又は抑制指導
 - （4）商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱要領に基づく委託者の審査及び受託管理
 - （5）登録外務員等の委託者に対する連絡・サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
 - （6）委託者の取引状況に問題点が認められた場合の迅速・適切な措置
 - （7）登録外務員に対する関係法令・諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適切な事実を発見した場合の迅速・適切な措置
 - （8）苦情・紛争に対する適切な対応及び不当勧誘の防止・管理
 - （9）過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
 - （10）商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
 - （11）その他、委託者の保護育成に必要と認められる措置
- 2 管理担当班は、苦情・紛争が発生したときは、適切な解決を図るために営業部門に対して調査権限を有するものとする。

（適合性の原則）

第5条 当社は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的（以下「適合性」という。）等に照らして不相当と認められる者（以下「商品先物取引不適格者」という。）に対しては、商品先物取引の受託は行わないものとする。

- 2 当社は、商品先物取引不適格者に該当するか否かの判断を行うために、適合性に関する顧客の属性を調査し、これを厳正に審査する。
- 3 当社は、取引開始後において、適合性に照らして不相応と認められる過度な取引が行われることのないよう、適切な委託者管理を行うものとする。

（商品先物取引不適格者の基準）

第6条 当社は、次の各号のいずれかに該当する者については、例外なく商品先物取引不適格者とする。

- （1）未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- （2）生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- （3）破産者で復権を得ない者

- (4) 商品先物取引をするための借入れを行う者
 - (5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者
- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する者については、原則として商品先物取引不適格者とする。
- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）の収入が全収入の過半を占め、これにより生計を維持している者
 - (2) 一定以上の収入（年間500万円以上）を有しない者
 - (3) 公職にあって、日常の随時の連絡等が困難と判断される教職員（主として小、中、高等学校）及び議員等
 - (4) 第15条に規定する商品先物取引未経験者で年齢70歳以上の者（ただし、当社と取引中の者を除く。）
 - (5) 当社が「不正資金の流入防止に関する規程」で定める不正資金の流入防止のための措置を講じる対象者
 - (6) 第10条第4項第2号に該当する取引をしようとする者
 - (7) 長期入院患者
 - (8) 過去に恣意的にトラブルを惹起した者
 - (9) その他、商品先物取引を行う適合性に欠けると当社が判断した者
- 3 当社は、次の各号のいずれかに該当する者について、総括管理責任者が審査の上、承認した場合には、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、商品先物取引の受託を行うことができるものとする。
- なお、当該審査結果については審査日、審査者及び適否の根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
- (1) 前項第1号又は第2号に該当する者のうち、例外要件として「投資予定額の裏付けとなる資産を有していること」を満たしており、当該本人の自書による申出書（「当該本人は当社が原則として受託を行わない対象者に該当することを理解している旨」及び「当該例外要件を自ら満たすことについて確認している旨」の申出書。本項に限り以下同じ。）の提出がある者
 - (2) 前項第3号又は第7号に該当する者のうち、例外要件として「日常の随時の連絡に差し支えないことが審査の上でも妥当性があり確認がとれること」を満たしており、申出書の提出がある者
 - (3) 前項第4号に該当する者のうち、例外要件として「年齢が75歳未満であり、商品先物取引についてのしくみ・リスク等を十分に理解していること及び投資予定額が老後の生活も考慮した額に設定されていること」を満たしており、申出書の提出がある者
 - (4) 前項第5号に該当する者のうち、例外要件として不正資金の流入防止に関する規程第2条第3項を満たしている者
 - (5) 前項第6号に該当する者のうち、例外要件として「新たに申告した投資予定額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及びその金額の裏付けとなる資産を有していること」を満たしており、申出書の提出がある者
- 4 当社は、委託者として取引している者が、次の各号のいずれかに該当することを確認したときは、委託者本人又は法定代理人若しくは法定相続人に対して取引の停止又は縮小を求め、新たな取引の受託は行わないものとする。

ただし、第2号又は第3号に該当する者については、委託者本人から取引の継続又は新たな取引を行う旨の申出書の提出があり、総括管理責任者が審査の上、承認した場合はこの限りではない。

- (1) 委託者が死亡したとき
- (2) 委託者が長期に入院することとなったとき
- (3) 委託者が高齢（75歳）となったとき
- (4) 委託者が退職等により無職になり余裕資金を持たないと確認できたとき
- (5) その他、商品先物取引を行う適格性に欠けることが確認できたとき

（顧客カードの整備）

第7条 当社は、商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項に関する情報の提供を求め、「商品先物取引口座設定申込書」（以下「口座設定申込書」という。）の記載内容も踏まえて顧客カードを作成するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先（法人は商号、代表者氏名、所在地及び連絡先）
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 年収及び資産の状況
 - (4) 商品先物取引及び株式取引の経験の有無及びその程度
 - (5) 投資予定額
 - (6) 受託契約を締結する目的（取引目的）
 - (7) 適合性の審査内容
 - (8) その他必要と認める事項
- 2 顧客カードは、コールセンター担当者等が所要の事項を記載するとともに、その記載内容に変更があった場合にはその都度更新し、常に最新の情報による委託者管理に努めるものとする。
- 3 当社は、委託者に対し、属性情報に変更が生じた際にコールセンター又は営業管理部に申告するよう注意喚起を行うものとする。
- 4 顧客カードは、本店営業管理部に備え付けるものとする。

（商品先物取引口座設定申込書の徴収）

第8条 当社は、顧客の取引に対する適合性等を確認するため、次に掲げる事項を顧客自身が記載した口座設定申込書を顧客より徴収するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、届印、住所及び連絡先（法人は商号、代表者氏名、所在地及び連絡先）
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 年収及び資産の状況
- (4) 商品先物取引及び株式取引等の経験の有無及びその程度
- (5) 投資予定額
- (6) 受託契約を締結する目的（取引目的）
- (7) 適合性確認（成年被後見人、認知障害、破産者等の確認）
- (8) 取引コースの選択

(9) その他必要と認める事項

- 2 投資予定額については、年収、資産、年齢等を考慮し、その資金が損失を被っても生活に支障がない範囲で設定すること及び売買において損失が発生した場合はその損失額を投資予定額から減額すること等を顧客に説明した上で申告を受けるものとする。

(適合性等の審査)

第9条 当社は、商品先物取引不適格者等の参入を防止するため、第7条により作成する顧客カード及び前条により徴収する口座設定申込書等に基づき適合性の審査を行うものとする。なお、当該審査を終えるまでは約諾書の差入、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。

- 2 審査結果については、審査日、審査者及び適否の根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(投資予定額の運用)

第10条 当社は、次に掲げる事項について読み替え及び運用方法の変更を行った上で、委託者から第7条第1項第5号により申告を受けた投資予定額を「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」及び「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」に係る解説書等(以下「委託者保護ガイドライン等」という。)に沿って管理をするものとする。

(1) 委託者保護ガイドライン等における「投資可能資金額」及び「投資可能資金現在額」の読み替え

(2) 委託者保護ガイドライン等における「原則として不適当とされる取引」の認定方法

- 2 前項第1号について次に掲げるとおりに読み替えるものとする。

(1) 「投資可能資金額」を「投資予定額」と読み替える。

(2) 「投資可能資金現在額」を「投資予定現在額」と読み替える。

- 3 投資予定現在額の算出は委託者保護ガイドライン等に記載する方法と同一の方法により行うものとする。

- 4 第1項第2号について次に掲げるとおり認定方法を変更して管理するものとする。

(1) 委託者から投資予定額を超える取引証拠金等を必要とする取引の注文があった場合、当該取引の注文がある前から投資予定額を超える取引証拠金等を必要とする取引がないことを確認できる場合に限り受託することができるものとする。

(2) 前号の受託後に委託者から投資予定額を超える取引証拠金等を必要とする取引の注文があった場合、これを受託することはできないものとする。

(商品先物取引口座開設の説明及び理解・属性の確認)

第11条 商品先物取引口座の開設にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド」、コールセンター取引利用規則等の関係書面を交付の上、それらを用いて次に掲げる事項について説明し、理解の確認を行うものとする。

(1) 商品先物取引のしくみ

(2) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比し10~30倍程度の額の取引を行うものであり、ハイリスク・ハイリターン取引であること

- (3) 預託した取引証拠金等の額、又は預託した取引証拠金等の額以上の損失が相場の変動により発生するおそれがあること
 - (4) 取引追証拠金制度に関する事項
 - (5) 取引証拠金制度及びその証拠金の種類並びにそのしくみ
 - (6) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期
 - (7) 商品取引員の禁止行為
 - (8) その他、「商品先物取引 - 委託のガイド」に記載する主務省令で定められた事項
- 2 前項の説明及び理解の確認については、まず、前項第2号及び第3号に係る説明とその理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明しその理解の確認を書面により行うものとする。
- 3 第15条に規定する商品先物取引の経験のない委託者にあつては、第1項第2号から第4号に掲げる事項を説明するに際し、図画又は、表などを活用して平易な説明を行うとともに、その理解の確認を書面により行うものとする。また、取引経験者であっても、顧客の習熟度に照らし第1項第2号から第4号に掲げる事項についても同様の措置を講じるものとする。
- 4 当社は、顧客に対し「商品先物取引の説明書」と題する書面の記載内容を説明し、「商品先物取引 - 委託のガイド」等と併せて交付する。また、顧客より、前記書面の内容について説明を受け理解出来たこと及び同書面等の交付を受けた旨を記載した「商品先物取引の説明及び理解確認書」を徴収するものとする。
- 5 当社は、顧客に対し、本店営業管理部審査担当者が直接、当該顧客に対し商品先物取引についての取引意思、しくみや危険性についての理解度、取引に関する知識、自己資金であること、口座設定申込書の記載内容等を電話で確認と追加説明等をした上で統括管理責任者に報告するものとする。
- 6 当社は、商品先物取引口座の開設に係る説明及び理解の確認について、氏名、日時、説明内容等の記録を作成し、3年間保存するものとする。

(顧客の本人確認方法等)

- 第12条 当社は、健全な委託者の参入及び不正資金の流入の防止を図るため、顧客に住所、氏名、年齢等の申告を求めるとともに、本人確認書(運転免許証等の公的書類)の写しを徴収し、顧客が法人の場合は、登記事項証明書の提出を求め、その原本又は写しを徴収するものとする。
- 2 当社は、顧客から前項に掲げる本人確認書を徴収し、犯罪による収益の移転防止に関する法律及びその他、法令・諸規則に定める方法により、本人確認を行うものとする。
- 3 当社は、前2項に基づいて、本人確認を行った場合には、本人確認記録を顧客カードに記録するものとする。

(受託業務における法令の遵守)

- 第13条 当社は、商品先物取引の委託の受託にあつては、商品取引所法及びその他、法令・諸規則等を遵守するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第14条 当社は、受託業務における禁止行為を行った者に対しては、これを内規に基づき懲戒するものとする。

(商品先物取引未経験者の保護措置)

第15条 当社は、直近の3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引の経験を有しない委託者(以下「未経験者」という。)に対しては、最初の取引を行った日から起算して3カ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

また、経験の有無の審査については統括管理責任者が顧客カード等により行い、その審査記録は3年間保存するものとする。

- (1) 未経験者に対しては、第11条に定める説明を十分行うことにより、商品先物取引についての理解と認識を求めること
- (2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失が発生した場合についての対処等の説明と、余裕資金での取引を求め、委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること
- (3) 未経験者の保護・育成を図るため、申告された投資予定額について十分な管理の下に取引の受託を行うものとする
- (4) 未経験者の習熟期間中の取引量については、当該委託者が申告した投資予定額の一定の取引量に制限するものとし、その取扱いについては「コールセンター取引(セルフコース)における商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱細則」によるものとする
- (5) 習熟期間中の未経験者に商品先物取引について十分な理解と認識を深めてもらうため、統括管理責任者が必要と認めた場合は、管理担当班の職員に対し、取引の習熟度、取引内容の確認等を行うよう指示し、更に取引に対する理解度向上に努めるものとする

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第16条 取引本証拠金の額等は別に定めるものとし、社内責任者を定め、その内容について社内に徹底するとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(不正資金の流入防止)

第17条 当社は、顧客からの不正資金の流入を防止するため、別途、「不正資金の流入防止に関する規程」を定めるものとする。

(委託者との入出金に係る管理)

第18条 当社は、委託者との間の入出金は原則として振込みにより行うものとする。ただし、やむを得ず現金による受渡しを行う必要がある場合については委託者からの申出により、統括管理責任者の審査により承認を得るものとする。また、承認された場合には次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時にを行うものとする。
- (2) 現金の受渡しにあたっては、原則として複数の役職員で対応するものとし、やむを

得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得るものとする。

(3) 現金の受渡しが行われた場合は、当該外務員以外の役職員が、委託者に対し、入出金の額、日時、当該外務員の氏名等について確認するものとする。

2 前項の審査による承認を得ていない委託者が来店の上で現金による受渡しを行うことを求めた場合には、原則としてその要求に応じるものとする。ただし、その場合、前項各号を遵守するものとする。

(電磁的方法による関係書面の交付及び通知)

第19条 当社は、委託者への関係書面の交付及び通知等は、受託契約準則の規定による電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を使用する方法であって省令に規定する方法をいう。)の種類及び内容を委託者へ提示し、当該委託者から書面又は電磁的方法により承諾を得た上で行うことができるものとする。

(建玉の制限)

第20条 当社は、習熟期間中の委託者に、第15条第1項第4号に定める相応の資金量の範囲内での建玉及び各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限の遵守について未経験者への説明を行うとともに、その理解と遵守を求めることとする。

また、経験のある委託者や商品取引員(取次ぎ商品取引員)にも、各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限があることを認識させることとする。

(広告等に係る社内管理)

第21条 当社は、広告等に係る社内管理について、その責任を明確にするため、営業管理部を担当する取締役又はそれに相当する役職の者から広告管理責任者を社長が任命する。他に、副広告管理責任者として当該責任者が任命した者を若干名置くことができるものとする。

2 当社は広告等に関する社内審査基準、審査手続き等に関する規程を別途定めるものとする。

3 その他広告等に係る事項について、別に定める規程に基づいて行うこととする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第22条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更した時も同様とする。

(規則の制定及び改正)

第23条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

付 則

1 本規則は、平成22年4月22日より施行する。

不正資金の流入防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、受託業務管理規則（以下「管理規則」という。）第20条、コールセンター取引（セルフコース）受託業務管理規則（以下「セルフコース管理規則」という。）第17条及び電子取引受託業務管理規則（以下「電子取引管理規則」という。）第15条に基づき、顧客からの不正資金の流入を防止するために必要な事項を定める。

(不正資金の流入防止のための対象者及び例外要件)

第2条 当社は、次に掲げる者を管理規則第6条第2項第6号、セルフコース管理規則第6条第2項第5号及び電子取引管理規則第6条第2項第3号に定める「不正資金の流入防止のための措置を講じる対象者」（以下「公金取扱者」という。）とし、第3項に該当する場合を除きこれらの者に対する、管理規則における商品先物取引の委託の勧誘及び受託、セルフコース管理規則及び電子取引管理規則における商品先物取引の受託を行わないものとする。

- (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局等の金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
- (2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社等のノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
- (3) 国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
- (4) 民間企業における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者（勤務先が小規模と判断される場合は除く。）

2 当社は、当社と取引中の委託者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、公金取扱者として次項に掲げる措置を講じるものとする。

3 当社は、公金取扱者が「投資資金が自己資金であること」を満たしており、当該本人の自書による申出書（管理規則第5条第3項第1号又は電子取引管理規則第6条第3項第1号に掲げる申出書）の提出を受け、総括管理責任者が審査の上、承認した場合は、商品先物取引の委託の勧誘又は受託を行うことができるものとする。

(取引資金調査及び調査開始基準)

第3条 当社は、顧客からの不正資金の流入を防止するため、取引中の委託者の取引資金に関する調査を行うものとし、その調査を開始する基準は次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第3項により受託を承認する公金取扱者については、投資可能資金額を変更する申出書を提出したとき。
- (2) 全ての委託者について、次の各号のいずれかに該当したとき。
 - イ 帳尻益の振替分を除く預り額が投資可能資金額を超過したとき。
 - ロ 属性から過大と判断される投資可能資金額に投資可能資金額を変更する申出書を提出したとき。

ハ 投資可能資金額を設定しない取引の委託者については、属性から過大と判断される
とき、又は申告した口座設定申込書の金融資産を超えたとき。

(取引資金調査における資産の裏付け)

第4条 当社は、前条の調査を行うに当たり、当該委託者のみが知り得る資金の具体的な根拠を確認するため、資金の裏付けとなる証明書類の提出を求め、資金の性格や出所を把握するものとする。

2 前項に定める証明書類は次の各号のいずれかとする。

- (1) 当該委託者名義の金融機関口座の預金通帳等の写し
- (2) 当該委託者名義の金融機関口座の残高証明書
- (3) 前2号のほか、当該委託者の金融資産の内容を証明できる書類

(取引資金調査部門)

第5条 第3条の調査は営業管理部が行うこととする。調査を行う者(以下「調査担当者」という。)は営業管理部員のほか、必要に応じて外部調査機関とすることができるものとする。

2 第3条の調査を行うに当たり、営業部門は積極的に調査担当者に協力するものとする。

(不正資金の流入措置)

第6条 当社は、次の各号のいずれかに該当する委託者を不正資金の流入又はその疑いがある者と判断し、当該委託者から新たな証拠金の預託及び建玉の受注を行わず、取引の清算を要請するものとする。

- (1) 第3条の調査を行う際、第4条に定める資産の裏付けとなる証明書類等の提出が無いとき。
- (2) 第3条の調査の結果、取引資金の預託が不正資金によるものであると当社が判断したとき。

(調査記録の保存)

第7条 当社は、第3条の調査に係る調査日、調査担当者及び判断の根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後10年間保存するものとする。

(行政当局への届出)

第8条 当社は、第3条の調査の結果について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、行政当局が公表する疑わしい取引の参考事例を参考にするなど、テロ資金供与又はマネーロンダリングに係る疑いのある取引に該当する可能性があるものと判断した場合、当局に対して速やかに届出るものとする。

(規程の制定及び改正)

第9条 本規程の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

付 則

- 1 本規程は、平成21年11月1日より施行する。
- 2 本規程は、平成22年4月22日より一部改正施行する。

コールセンター取引（セルフコース）における商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱細則

当社は、コールセンター取引（セルフコース）受託業務管理規則第15条第1項第4号に基づき、商品先物取引の未経験者と判断される委託者の取引を受託するに当たり、下記の通り取扱要領を定める。

記

未経験者の保護期間内の一定の取引量

1 習熟期間中における受託

- (1) 委託者より申告された投資予定額の3分の1額に相当する取引量若しくはコールセンター取引（セルフコース）受託業務管理規則第15条第1項に該当しない委託者に対する取引量のうち額の少ない取引量の範囲内において受託するものとする。
- (2) 前号の投資予定額の3分の1は、建玉時に預託する取引証拠金等の額とし、建玉時以外に預託する取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金は含まないものとする。

2 委託者が上記の3分の1を超える取引を希望した場合の措置

- (1) 委託者から上記の3分の1を超える取引を求められた場合には、当該委託者が商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、その制限の例外要件を理解していること及び当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を受けるとともに、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認した上で、総括管理責任者（不在等の場合は副総括管理責任者）の審査により承認された場合には、上記の3分の1を超える取引量を受託することができる。
- (2) 前号の審査結果については、最終審査者、審査日、適否の判断根拠等の記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
- (3) 第1号の審査の結果、不適合と判断された委託者にあつては、前項の取扱いとする。

付 則

- 1 本規則は、平成22年4月22日より施行する。
- 2 本規則は、平成19年9月30日より一部改正施行する。

(6) 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
233 名	34 名	106 名	161 名

(7) 委託者数

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
1,587 名	4,874 名	4,939 名

(注) 新規委託者数には、平成21年8月 I D O 証券(株)より承継された3,598名を含んでおります

(8) 苦情・紛争・訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情	紛争	訴訟	苦情	紛争	訴訟
	相互の話 し合いに よる解決	紛争処理 機関での 解決		相互に話 合い中	紛争処理 機関で処 理中	
当該年度に新 規に発生した 案件の件数 20件	1件	0件	0件	12件	1件	6件
前年度から継 続している案 件の件数 53件	17件	0件	12件	12件	0件	12件
合計73件	18件	0件	12件	24件	1件	18件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等が当社に対して異議、不平、不満等を表明され、又は紛争処理機関に相互の話合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合には、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b)当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 9件	0件	3件	0件	6件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 9件	0件	3件	0件	6件

(注)(c)表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(c)双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件		0件	
前年度から継続している案件の件数 5件	2件		3件	
合計 5件	2件		3件	

(注)双方が提起したものと、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(d)値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 17件	10件	7件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 17件	10件	7件	0件	0件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ること。

3. 経理の状況

(1) 貸借対照表

日本ユニコム株式会社

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,541,909	流 動 負 債	9,404,423
現 金 預 金	2,691,312	未 払 金	120,384
委 託 者 未 収 金	156,861	未 払 費 用	3,500
商 品	7,807	未 払 法 人 税 等	21,396
前 払 費 用	25,205	預 り 証 拠 金 現 金	8,159,749
保 管 有 価 証 券	826,936	預 り 証 拠 金 代 用 有 価 証 券	826,936
差 入 保 証 金	6,267,469	受 入 保 証 金	94,381
委 託 者 先 物 取 引 差 金	895,300	賞 与 引 当 金	27,000
預 託 金	150,000	リ ー 入 債 務	94,885
未 収 入 金	473,817	そ の 他 流 動 負 債	56,189
未 収 収 益	50,644	固 定 負 債	439,116
そ の 他 流 動 資 産	1,553	退 職 給 付 引 当 金	381,360
貸 倒 引 当 金	5,000	リ ー 入 債 務	57,755
固 定 資 産	1,676,674	特 別 法 上 の 準 備 金	228,844
有 形 固 定 資 産	237,647	商 品 取 引 責 任 準 備 金	228,844
建 物	126,420	(商 品 取 引 所 法 第 221 条)	
車 両	24,394	負 債 合 計	10,072,384
器 具 及 び 備 品	86,832	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	226,952	株 主 資 本	
電 話 加 入 権	49,947	資 本 金	3,120,000
ソ フ ト ウ ェ ア	177,004	資 本 剰 余 金	2,245,000
投 資 そ の 他 の 資 産	1,212,073	資 本 準 備 金	780,000
投 資 有 価 証 券	300,091	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,465,000
出 資 金	223,153	利 益 剰 余 金	2,215,864
長 期 未 収 債 権	803,904	繰 越 利 益 剰 余 金	2,215,864
長 期 差 入 保 証 金	676,518	株 主 資 本 合 計	3,149,135
長 期 前 払 費 用	1,405	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
貸 倒 引 当 金	793,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,936
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,936
資 産 合 計	13,218,583	純 資 産 合 計	3,146,199
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,218,583

(2) 損益計算書

日本ユニコム株式会社

損益計算書

〔平成21年 4月 1日から〕
〔平成22年 3月 31日まで〕

(単位:千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料収入	2,816,821	
商品先物取引損益	147,069	
商品売買損益	1,039	
その他の営業収益	5,235	2,970,165
営業費用		
販売費及び一般管理費		3,529,880
営業損失		559,714
営業外収益		
受取利息	8,642	
受取配当金	1,605	
その他の営業外収益	29,952	40,201
営業外費用		
支払利息	14,558	
為替差損	893	
その他の営業外費用	5,907	21,359
経常損失		540,872
特別利益		
商品取引責任準備金戻入	64,698	
賞与引当金戻入	5,693	
固定資産売却益	559	
その他特別利益	785	71,737
特別損失		
固定資産除売却損	41,347	
投資有価証券評価損	5,332	
減損損失	151,248	
契約解約金	42,034	
支店統廃合費用	7,375	
会社分割関連費用	3,090	
その他特別損失	400	250,827
税引前当期純損失		719,963
法人税、住民税及び事業税		5,810
当期純損失		725,773

(3) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

〔平成21年 4月 1日から
平成22年 3月31日まで〕

(単位:千円)

	株主資本						株主資本計
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
前期末残高	3,120,000	780,000	1,465,000	2,245,000	1,490,091	1,490,091	3,874,908
当期変動額							
当期純利益					725,773	725,773	725,773
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)							
当期変動額合計					725,773	725,773	725,773
当期末残高	3,120,000	780,000	1,465,000	2,245,000	2,215,864	2,215,864	3,149,135

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
前期末残高	850	850	3,874,058
当期変動額			
当期純利益			725,773
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)	2,086	2,086	2,086
当期変動額合計	2,086	2,086	727,859
当期末残高	2,936	2,936	3,146,199

(4) 個別注記表

・重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるものについては、決算日における市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、保管有価証券は商品取引所法施行規則第39条の規定により、株式会社日本商品清算機構が定めた充用価格によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。）。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

5. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

(4) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則第111条に定める額を計上しております。

6. 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 営業収益の計上基準

受取委託手数料

商品先物取引に係る受取委託手数料は、委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、仮払消費税及び仮受消費税は相殺のうえ、未払金に含めて表示しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産若しくは差入れている資産は、次のとおりであります。

定期預金	(差入先 金融機関)	900,000千円
預託金	(差入先 日本商品委託者保護基金)	150,000千円
投資有価証券	(差入先 日本商品清算機構)	14,732千円
保管有価証券	(差入先 日本商品清算機構)	826,936千円

(1) 金融機関に差入れている定期預金900,000千円は、商品取引所法第179条第7項に基づく銀行等の保証を受けるためであります。

(2) 日本商品委託者保護基金への預託金150,000千円は、商品取引所法施行規則第98条第1項第4号に基づく保証を受けるためであります。

(3) 日本商品清算機構に差入れている投資有価証券及び保管有価証券は、商品取引所法第179条第1項に基づくものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は、919,784千円であります。

3. 関係会社に対する債権債務

(1) 金銭債権

短期金銭債権	383,976千円
長期金銭債権	166,412千円

(2) 金銭債務

短期金銭債務	94,885千円
長期金銭債務	57,755千円

. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引収入	309千円
営業取引支出	441,155千円
営業外取引収入	1,242千円
営業外取引支出	- 千円

. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行株式の数 2,400株

. 税効果会計に関する注記

1. 繰延資産の発生の主な内訳

(1) 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,679	千円
賞与引当金損金算入限度超過額	10,962	
その他	8,558	
繰延税金資産(流動資産)小計	21,199	
評価性引当額	21,199	
繰延税金資産(流動資産)合計	-	

貸倒引当金損金算入限度超過額	296,252	
退職給付引当金損金算入限度超過額	154,832	
商品取引責任準備金否認	92,910	
減損損失	61,406	
投資有価証券評価損否認	17,936	
その他有価証券評価差額金	1,192	
その他	9,884	
繰延税金資産(固定資産)小計	634,415	
評価性引当額	634,415	
繰延税金資産(固定資産)合計	-	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な原因別内訳
税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

・リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額(千円)	期末残高相当額 (千円)
ソフトウェア	55,822	43,869	11,953
その他(器具及び備品等)	149,342	136,583	12,758
合計	205,164	180,452	24,712

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	20,702	千円
1年超	5,266	千円
合計	25,968	千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	44,356	千円
減価償却費相当額	41,317	千円
支払利息相当額	743	千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

・金融商品に関する注記

(追加情報)

当事業年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余剰資金を流動性の高い預金などの金融資産で運用しております。また、商品先物取引員として委託者より預託を受けている預り証拠金(代用有価証券含む)は、商品取引所法第179条に基づき日本商品清算機構に差し入れております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社が保有する金融資産としては、主に委託者に対する未収金及び長期未収債権(以下、「委託者未収金等」という。)や、委託者の未決済玉を決済したと仮定して計算した委託者の売買損相当額を委託者に代わって日本商品清算機構へ立替払いした委託者先物取引差金、日本商品清算機構へ担保として差し入れた現金及び有価証券があります。このうち、無担保の委託者未収金等については、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。当社では、各委託者ごとの無担保の委託者未収金等の残高管理を行うとともに、その回収状況等を毎月の取締役会に報告しております。

当社が保有する金融負債は、主として商品先物取引を受託するにあたり委託者から証拠金として預った現金及び有価証券です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
金銭債権			
現金及び預金	2,691,312	2,691,312	-
委託者未収金	156,861		
貸倒引当金()	5,000		
	151,861	151,861	-
保管有価証券	826,936	1,231,993	405,056
差入保証金	6,267,469	6,267,469	-
委託者先物取引差金	895,300	895,300	-
預託金	150,000	150,000	-
未収入金	473,817	473,817	-
出資金及び加入金	223,153	223,153	-
長期未収債権()	803,904		
貸倒引当金	793,000		
	10,904	10,904	-
長期差入保証金	676,518	676,518	-
有価証券及び投資有価証券			
投資有価証券	28,313	28,313	-
資産合計	12,395,589	12,800,645	405,056
金銭債務			
預り証拠金現金	8,159,749	8,159,749	-
預り証拠金代用有価証券	826,936	1,231,993	405,056
未払金	120,384	120,384	-
受入保証金	94,381	94,381	-
リース債務(流動)	94,885	94,885	-
リース債務(固定)	57,755	57,755	-
負債合計	9,354,092	9,759,149	405,056

() 委託者未収金及び長期未収債権に対応する個別貸倒引当金をそれぞれ控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

「現金及び預金」

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

「委託者未収金」及び「長期未収債権」

これらは担保による回収見込額等により時価を算定しております。

「保管有価証券」及び「預り証拠金代用有価証券」

これらの時価について、株式は取引所の価格に、倉荷証券は商品取引所の期近価格にそれぞれによっております。

「差入保証金」、「委託者先物取引差金」、「預託金」、「未収入金」、「出資金及び加入金」、「長期差入保証金」、「預り証拠金現金」、「未払金」及び「受入保証金」

これらの時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

「投資有価証券」

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,147	5,647	2,499
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	27,551	22,665	4,885
合計		30,699	28,313	2,386

取得原価には、減損処理後の金額を記載しております。なお、当事業年度における減損金額は5,332千円です。

「リース債務（流動）」及び「リース債務（固定）」

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額271,778千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	2,691,312	-
委託者未収金	156,861	-
保管有価証券	826,936	-
差入保証金	6,267,469	-
委託者先物取引差金	895,300	-
預託金	150,000	-
未収入金	473,817	-
出資金及び加入金	-	223,153
長期未収債権	-	803,904
長期差入保証金	-	676,518
合計	11,461,699	1,703,576

(注4) 有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内
リース債務（流動）	94,885	-
リース債務（固定）	-	57,755
合計	94,885	57,755

・ 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等名称	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	エコムグループホールディングス(株)	2,753	グループ傘下企業の経営管理	(100)	取締役 4名兼任	経営管理	経営指導料の支払 事務所家賃の支払	226,600 180,645	- 長期差入保証金	- 166,412
親会社の 子会社	日産センチュリー証券(株)	1,500	金融商品取引業 (証券業)	-	取締役 2名兼任	金融商品 取引の取次	金融商品取引の 取次手数料の支払	3,789	差入保証金 未払金	90,381 558

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 経営指導料の支払については、「経営コンサルタント及び業務支援サービス契約」に基づき決定しております。
2. 事務所家賃の支払については、「賃貸借契約」に基づき決定しております。
3. 上記金額には消費税等を含めておりません。

・ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,310,916円31銭
1株当たり当期純損失	302,405円69銭

・ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

(5) 監査に関する事項

当事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその付属明細書につきましては、あずさ監査法人により、会社法第436条第2項第1項の規定に基づく監査に準じた会計監査を受けております。

(6) 財務比率

(平成22年3月31日現在)

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	587.00 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	108.17 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	100.84 %
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	23.80 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額]×100	57.77 %
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額]	291.66 %
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	122.73 %